

41. (Gno.87) コモンウェルスにおける法と社会に関する研究

代表：山田 八千子

2019/02/13 (承認) 2019 年度 (開始)

【研究の目的】

イギリス連邦としてのコモンウェルス諸国の法制度と社会システムに関する学際的な研究をおこなう。中央大学は英吉利法律学校の当時からイングランドのミドルテンプルと強い関係を有してきた。本研究グループの研究により、こうした連携をさらに発展させることも目的とする。

【研究活動及び成果】

総括

2020 年度は、共同研究グループ内にて、当該研究テーマについて意見交換をおこなった他、伊藤寿英教授がミドルテンプルと将来の研究・教育活動の協力について意見交換をおこなった。

学術雑誌

松田比佐子 「いわゆるボイラープレート ("BP") 条項の研究 第 14 回」『国際商事法務』 Vol.48, No.6, (2020 年 6 月 15 日)

同上 「[判例研究] イングランド契約法における近時の最高裁判決 (1)」『中央ロー・ジャーナル』第 17 巻第 2 号 (2020 年 9 月)

同上 「[判例研究] イングランド契約法における近時の最高裁判決 (2)」『中央ロー・ジャーナル』第 17 巻第 3 号 (2020 年 12 月)

山田八千子 “The Function of Judicial Practice Concerning the Reform of the Japanese Civil Code (Example of “Contract for Work”)” *Studia Iuridica Lublinensia*, Vol.29 No.13, (2020) 163-172. (<https://journals.umcs.pl/sil/search/search?simpleQuery=yachiko&searchField=query>)